

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 9 月30日（金曜日）

定期 第 347 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ		
○規則		(県土整備・砂防課)	494
神奈川県財務規則の一部を改正する規則（総務・財政課）	491	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定（県土整備・砂防課）	494
神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則（福祉子どもみらい・青少年課）	492	会計管理者等の所管する事務の会計職員への委任の一部改正（会計・指導課）	494
旅館業法施行細則の一部を改正する規則（健康医療・生活衛生課）	492	○企業管理規程	
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（健康医療・生活衛生課）	492	神奈川県公営企業財務規程の一部を改正する規程（企業・財務課）	494
○告示		○公告	
指定納付受託者の指定（健康医療・県立病院課）	493	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による監督処分（環境農政・資源循環推進課）	495
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	493	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	495
道路の供用開始（2 件）（県土整備・道路管理課）	493	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	495
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除		開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	496

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則
神奈川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 4 年 9 月30日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
神奈川県規則第57号
神奈川県財務規則の一部を改正する規則
神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
第19条第 1 項第 4 号及び第37条第 1 項第 2 号中「2,000万円」を「2,500万円」に、「1 億5,000万円」を「2 億円」に改める。
第64条に次の 1 項を加える。
2 政令第158条の 2 第 1 項に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。
(1) 経営状況及び財務状況が良好であること。
(2) 普通地方公共団体の公金又は電気料、上下水道料、ガス使用料、電話料、テレビ聴視料その他これらに類する経費の取扱いについて実績を有していること。
(3) 県の公金収納事務に支障を及ぼすことのない組織体制及び技術を有していること。
第87条中「納付しようとする指定金融機関等が加入している手形交換所（手形交換を委託している金融機関にあつては委託先の金融機関が加入している手形交換所）の手形交換取扱地域」を

「全国の区域」に改める。

第93条中「第158条第 1 項」の次に「及び第158条の 2 第 1 項」を加え、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 建設業許可申請手数料、建設業許可更新申請手数料、経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料の収納の事務第181条に次の 1 項を加える。

2 会計管理者は、政令第158条の 2 第 1 項の規定により収納の事務を私人に委託した場合においては、当該委託に係る収納の事務について、自ら検査し、又は所属の職員をして検査させるものとする。

別表第 2 政策局の項から国際文化観光局の項までの規定中「次長」を「副所長」に改め、同表環境農政局の項家畜保健衛生所の項及び漁港事務所の項中「次長」を「副所長」に改め、同表健康医療局の項よこはま看護専門学校及び平塚看護高等学校の項中「次長」を「副校長」に改め、同表健康医療局の項精神保健福祉センターの項及び食肉衛生検査所の項中「次長」を「副所長」に改める。

別表第 5 暮らし安全防災局の項総務室の項中「主幹」を「グループリーダー」に改め、同表環境農政局の項家畜保健衛生所の項中「次長」を「副所長」に改め、同表県土整備局の項厚木土木事務所東部センターの項から県西土木事務所小田原土木センターの項までの規定中「次長」を「副所長」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 4 年10 月 1 日から施行する。ただし、次の

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 二部 三八〇円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 2 及び別表第 5 の改正規定 公布の日

(2) 第87条の改正規定 令和 4 年11月 4 日

2 改正後の第19条第 1 項第 4 号及び第37条第 1 項第 2 号の規定は、令和 5 年度以後の年度の予算（令和 4 年度以前に定められた継続費、繰越明許費及び債務負担行為並びに令和 4 年度の歳出予算の事故繰越しに係るものを除く。）の執行について適用し、令和 4 年度以前の年度の予算（令和 4 年度以前に定められた継続費、繰越明許費及び債務負担行為並びに令和 4 年度の歳出予算の事故繰越しに係るものを含む。）の執行については、なお従前の例による。

3 神奈川県財務規則の一部を改正する規則（令和 4 年神奈川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 9 号を第 8 号」の次に「とし、第10号を第 9 号」を加える。

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第58号

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県青少年保護育成条例施行規則（平成22年神奈川県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ウ中「男女間又は同性間」を「人同士」に改め、同項第 2 号ア中「又はこれを連想させる行為」を「、性交を連想させる行為又は性器の接触行為（イ又はウに該当するものを除く。）」に改め、同号イ中「強姦^{かん}」を「強制性交等」に改め、同号ウを削り、同号エを同号ウとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第59号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和33年神奈川県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に、「水質基準」を「第 5 条第 1 項に規定する水質基準」に改める。

第 5 条第 1 項中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項ただし書中「知事」を「保健福祉事務所長」に改め、同項の表 3 の項から 5 の項までを次のように改める。

3	水素イオン濃度指数	値が5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
---	-----------	--------------------	--------

4	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法

第 5 条第 2 項ただし書中「知事」を「保健福祉事務所長」に改め、同項の表 2 の項を次のように改める。

2	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
---	---	---	--

第 1 号様式（裏）中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の表 3 の項から 5 の項までの改正規定（3 の項に係る部分を除く。）及び同条第 2 項の表 2 の項の改正規定並びに次項の規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にされた旅館業法（昭和23年法律第138号）第 3 条第 1 項の規定による許可の申請で、前項ただし書に規定する規定の施行の際まだその処理がされていないものに係る水質基準については、なお従前の例による。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第60号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和48年神奈川県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号中「19」を「21」に改め、「利用形態」の次に「等」を加える。

第 3 条第 3 号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に、「水質基準」を「第 7 条第 1 項に規定する水質基準」に改める。

第 7 条第 1 項中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項ただし書中「知事」を「保健福祉事務所長」に改め、同項の表 3 の項から 5 の項までを次のように改める。

3	水素イオン濃度指数	値が5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
---	-----------	--------------------	--------

4 有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法

第7条第2項ただし書中「知事」を「保健福祉事務所長」に改め、同項の表2の項を次のように改める。

2 有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
---	---	--

附 則

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項の表3の項から5の項までの改正規定（3の項に係る部分を除く。）及び同条第2項の表2の項の改正規定並びに次項の規定は、令和5年1月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にされた公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可の申請で、前項ただし書に規定する規定の施行の際まだその処理がされていないものに係る水質基準については、なお従前の例による。

告 示

神奈川県告示第402号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年9月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 名称及び住所又は事務所の所在地
大和ハウスフィナンシャル株式会社
大阪府大阪市中央区備後町1-5の2 大和ハウス備後町ビル7階
- 指定年月日
令和4年3月1日
- 納付に関する事務を行うことができる歳入等の内容
神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条第1項に規定する使用料及び同条第2項に規定する手数料並びに受託事業収入
- 歳入等の納付に関する事務を行うことができる期間
令和4年3月1日から同月31日まで

神奈川県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにおいて、令和4年9月30日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類
県道
- 路線名
小田原山北
- 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
小田原市久野字下馬下70番2地先から	旧	15.0メートルから	39メートル
同 地先まで 69番2		21.7メートルまで	
同	新	15.0メートルから 19.8メートルまで	同

神奈川県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所において、令和4年9月30日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類及び路線名
県道山北藤野
- 供用開始の区間
足柄上郡山北町中川字湯ノ沢645番19から
同 652番7まで
- 供用開始の日
令和4年9月30日

神奈川県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにおいて、令和4年9月30日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類及び路線名

県道湯河原箱根仙石原	同	901番 4 まで
2 供用開始の区間	3 供用開始の日	
足柄下郡箱根町仙石原字元湯場919番17地先から	令和 4 年 9 月30日	

神奈川県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大鋸 3 丁目 1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大鋸 3 丁目 1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
藤沢 5 丁目 1	藤沢市藤沢五丁目、藤沢四丁目及び稲荷一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤沢 5 丁目 1	藤沢市藤沢五丁目、藤沢四丁目及び稲荷一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大鋸 3 丁目 1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大鋸 3 丁目 1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
藤沢 5 丁目 1	藤沢市藤沢五丁目及び藤沢四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤沢 5 丁目 1	藤沢市藤沢五丁目及び藤沢四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第408号

会計管理者等の所管する事務の会計職員への委任（平成21年神奈川県告示第191号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

別表第 1 の12の項中「土木事務所、」を「土木事務所、厚木土木事務所東部センター、県西土木事務所小田原土木センター、」に改め、「厚木土木事務所東部センター、県西土木事務所小田原土木センター又は」を削り、同表13の項中「厚木土木事務所津久井治水センター又は」を「厚木土木事務所津久井治水センターの副所長である出納員、」に改める。

企業管理規程

神奈川県企業管理規程第22号

神奈川県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 高 澤 幸 夫

神奈川県公営企業財務規程の一部を改正する規程

神奈川県公営企業財務規程（昭和42年神奈川県企業管理規程第 11号）の一部を次のように改正する。

第51条中「収納しようとする出納事務取扱店又は収納事務取扱店が加入している手形交換所の手形交換取扱地域」を「全国の区

域」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年11月 4 日から施行する。

公 告

令和 4 年 9 月 6 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の 3 の 2 の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

- (1) 所在地 平塚市東中原二丁目 2 番73号
- (2) 名 称 サガミ環境事業株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 天野 研史

2 許可の内容

許可の種類	事業の 区 分	許 可 年月日	許可番号	取り扱う廃棄物 の 種 類
産業廃棄物 収集運搬業	収集運搬 (積替え・ 保管を除く。)	平成29年 7 月 1 日	01403048174	燃え殻、汚泥、 廃油、廃アルカ リ、廃プラスチ ック類（石綿含 有産業廃棄物を 含む。）、紙くず、 木くず、繊維く ず、動植物性残 さ、ゴムくず、 金属くず、ガラ スクず・コンク リートくず・陶 磁器くず（石綿 含有産業廃棄物 を含む。）、がれ き類（石綿含有 産業廃棄物を含 む。）、

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く。）の許可取消し

4 処分年月日

令和 4 年 9 月 6 日

5 処分の理由

サガミ環境事業株式会社の役員は、刑法第246条第 1 項（詐欺）の罪を犯したことにより、平成28年 4 月27日に横浜地方裁判所小田原支部において懲役 2 年の刑を受け、同年 5 月12日に刑が確定し、平成30年 4 月16日に刑の執行を終了してから 5 年を経過していない。

これにより、法第14条第 5 項第 2 号ニ（同号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ハ））に該当するに至り、法第14条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当するため。

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、

令和 4 年 9 月30日から令和 5 年 1 月30日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 9 月30日から令和 5 年 1 月30日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社フラワーランド

伊勢原市西富岡774の 1

代表取締役 中村 眞英

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フラワーランド海老名店

海老名市柏ケ谷字峰下419の 1 ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

変 更 前	変 更 後
有限会社フラワーランド 伊勢原市西富岡821の 1 代表取締役 中村 光一	株式会社フラワーランド 伊勢原市西富岡774の 1 代表取締役 中村 眞英

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
有限会社フラワーランド 伊勢原市西富岡821の 1 代表取締役 中村 光一 ほか 2 者	株式会社フラワーランド 伊勢原市西富岡774の 1 代表取締役 中村 眞英 ほか 2 者

4 変更の年月日

平成18年 4 月 1 日ほか

5 届出年月日

令和 4 年 8 月12日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 9 月30日から令和 5 年 1 月30日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 9 月30日から令和 5 年 1 月30日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社フラワーランド

伊勢原市西富岡774の 1

代表取締役 中村 眞英

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フラワーランド海老名店
 海老名市柏ケ谷字峰下419の 1 ほか
- 3 変更しようとする事項
 (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
2,350㎡	3,681㎡

 (2) 駐車場の位置及び収容台数
 位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前	変 更 後
駐車場No. 1 140台	駐車場No. 1 87台
駐車場No. 2 121台	駐車場No. 2 75台
計 261台	計 162台

 (3) 駐輪場の位置及び収容台数
 位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前	変 更 後
駐輪場No. 1 25台	駐輪場No. 1 25台
駐輪場No. 2 20台	駐輪場No. 2 20台
駐輪場No. 3 20台	駐輪場No. 3 5台
駐輪場No. 4 55台	駐輪場No. 4 10台
計 120台	駐輪場No. 5 10台
	計 70台

 (4) 荷さばき施設の位置及び面積
 位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前	変 更 後
荷さばき施設No. 1 176㎡	荷さばき施設No. 1 176㎡
荷さばき施設No. 2 200㎡	荷さばき施設No. 2 200㎡
計 376㎡	荷さばき施設No. 3 23.1㎡
	計 399.1㎡

 (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変 更 前	変 更 後
開店時刻	午前10時	午前 9 時
閉店時刻	午後 8 時	午後10時

 (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
駐車場No. 1	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時30分から午後 10時30分まで
駐車場No. 2	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時30分から午後 10時30分まで

 (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設No. 1	午前 4 時から午後 5 時まで	午前 4 時から午後 5 時まで
荷さばき施設No. 2	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
荷さばき施設No. 3	—	午前 6 時から午後11時まで
- 4 変更する年月日
 令和 5 年 4 月13日ほか
- 5 届出年月日

令和 4 年 8 月12日

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 9 月30日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷南 4 ー2, 377の23ほか11筆及び 4 ー2, 388の 1 ほか 2 筆の各一部
開発区域の面積	1, 130. 79平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市中央 1 ー 8 の 3 えびすビル松本103
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グローバルホームジャパン 代表取締役 生頭 貞義
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年12月14日 神奈川県指令厚土東第610063号